

## 第11回口頭弁論・講演会の報告

### 1. 第11回口頭弁論

- (1) 2018年11月29日(木) 11時～11時25分
- (2) 奈良地裁101号法廷(大法廷) 裁判官: 島岡大雄氏
- (3) 原告弁護団: 佐藤真理、白井啓太郎、安藤昌司、辰巳創史、星 雄介、今治 周平 各弁護士
- (4) 被告弁護団: 3名
- (5) 原告席 着席者4名、傍聴者56名
- (6) 裁判官による、提出された準備書面などの確認

#### 原告提出書面

- ・原告準備書面(十四) 10月31日
- ・原告準備書面(十五) 11月22日

#### 被告提出書面

- ・訴えの変更申立書に対する答弁書 11月20日

### (7) 原告意見陳述1 今治周平弁護士

- ・実質的当事者訴訟を追加する。

原告らは、民事訴訟として、NHKが放送法4条1項各号及び番組基準を遵守して放送する義務があることの確認を求めてきたが、これに追加して、行政事件訴訟法の当事者訴訟として、NHKが原告との関係において、放送法4条1項各号に定める公法上の義務があることの確認を求める請求を追加する。

- ・放送法4条1項各号は、放送受信者に対し、NHKが負う公法上の義務である。

経営委員の選任が国会の両院の同意のもとに内閣総理大臣により行われること、会長が経営委員により任命されること、予算については総務大臣への提出・内閣を経て国会承認が必要であることなど、NHKは放送法上特殊な扱いを受けており、NHKと放送受信者との関係は公法関係にあると言うべきである。したがって、放送法4条1項各号は、放送受信者に対し、NHKが負う公法上の義務である。

- ・放送4条1項各号の義務は、具体的な義務である。

放送4条1項各号の義務は、抽象的・客観的義務ではなく、放送受信者との関係における具体的な義務と解すべきである。例えば、選挙に関する報道において、放送4条1項各号に反する放送が行われ、国民の投票行動(選挙権行使)に制約が加えられた場合、国民が重大な損害を受け具体的な紛争が生じることになる。

- ・アクセス権の観点からも、放送4条1項各号の義務は、具体的な義務である。

アクセス権とは、例えばある放送に対して視聴者が反論の放送をしようとする権利のことである。放送法4条1項の第2(政治的公平)、第4(多角的論点)はアクセス権を保障する条文であると解釈される。

- ・訴えの利益があることが認められる。

放送受信者は、例えば、放送法4条2項各号に反する放送により選挙権行使が制約を受けることになり、最も影響を受ける立場にある。したがって、放送受信者が放送法4条1項各号の公法上義務を争うにあたって、最も適した利益状態にある者である。

(8) 原告意見陳述2 星 雄介弁護士

- ・受信契約は双務契約である。

2017年12月の最高裁判決は、当事者(放送受信者・NHK)双方の合意によって受信契約が成立すると判断している。そこで、NHKは放送を行い、受信契約者は受信料支払い義務が生じると判断している。明らかに双務契約である。

- ・NHKが負う債務は放送法4条1項各号を遵守することである。

先の最高裁判決が判示したNHKの公共放送としての重要な役割などに照らしても当然である。受信契約の締結の有無に関わりなく、NHKは放送法4条1項各号を遵守した放送を行う法人として存在している。そして、受信契約者とNHKとの間で個別的な受信契約が成立し、個々の受信契約の存在により放送法4条1項各号の遵守は、受信契約者に対する個別的義務に具体化する。

- ・国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与するという目的を実現するためには、受信契約者がNHKと法的に対等な契約当事者であること、NHKは個々の受信契約者に対して放送法4条1項各号を遵守した放送を行う個別的義務があることを裁判所が認めることによって、NHKに対して公共放送としての責任を自覚させる。

(9) 被告NHKは今回も発言しなかった。

(10) 今後の進行協議

原告側は

- ・憲法学者の意見書は1月末完成目標、その後書面化し提出する。
- ・NHKから出されている答弁書への反論を出す。
- ・次回弁論の書面は2月25日までに提出する。

被告側は主張なし

次回口頭弁論期日は2019年3月4日(月)11時～、101号大法廷

## 2. 口頭弁論終了後の講演会

(1) 11月29日(木) 11時35分～12時20分

(2) 教育会館4F大会議室

(3) 参加 54名

(4) 講演 行政訴訟(当事者訴訟)の追加の意義 今治 周平 弁護士

- ・講演内容は、口頭弁論での意見陳述を解説したもの。上記意見陳述1を参照。講演パワーポイントを添付します。

(5) 質疑応答 省略。質問に関連付けて、総括的に佐藤弁護団長が下の“まとめ”で説明。

(6) 佐藤 真理 弁護団長のまとめ

- ・傍聴席をほぼ満席にさせていただいたことに感謝。闘いは粘りづよくしていく必要がある。その意味で、これからも多くの傍聴をお願いしたい。
- ・民主権の放送にするために、視聴者がNHKにものを言うしか道はない。視聴者・原告としての主張を述べ、これを裁判所に判断をさせたい。却下させない、実質的な判断をさせる。そのために実質的当事者訴訟を提起した。

- ・憲法学者の意見書提出、NHK の OB の方などの証言などを予定している。
- ・他府県でも裁判を起し、全国的な闘いに発展することを期待している。
- ・裁判は今後 2 年余り続く見通し。カンパもお願いしたい。

以上